



教職員が健康で

働きやすい職場を

校長会との懇談に向けての要請内容

2月に行われた校長会との懇談会に向けて作成した「尾北教労からの提言と要請」から、勤務時間に関わる要請の要旨と関係資料を紹介いたします(全文は組合ホームページ参照)。各職場の実態を見つめ直し、働きやすい職場づくりに向け、改善を進めたいものです。

勤務時間の適正化

《現状》

(勤務時間の管理・運用に関して)
長時間過密労働を解消し、勤務時間内に仕事が終えられるようにするためには、すべての学年での少人数学級の実現や教職員の大増員が不可欠です。同時に、仕事内容の精選とともに、勤務時間が適正に管理・運用される必要があります。

多くの教職員が過労状態の中、正確な在校時間の記録は、健康と生活を守るために不可欠です。公務災害や健康障害などが発生した際には、それが、勤務実態の証拠となります。さらには、各学校の職員の勤務実態が、職場や市町ごとに集計され、多忙化解消の進捗を評価する指標ともなります。

文科省が策定した勤務時間の「上限指針」では、残業時間が月45時間を超えないようにすることが示されました。本指針の本来の趣旨は、多忙化を解消し、残

今回の学校づくりアンケートでも、「割振変更簿が設置され、割り振り対象の業務と割り振りの時間について、校長先生から説明があり、ありがたい」という声が寄せられ、本人が必要なときに、気兼ねなく申請することができる職場が増えています。

一方で、「会議延長や朝の鍵開けなどは割り振りの指示がない。個別の変更簿もない」「もっとりやすいように分かりやすく毎年説明してほしいし、新任さんや異動されてきた方への説明もしてあげてほしい」という声もあり、設置されているものの、職員にきちんと知らされず、十分活用されていないところもあります。

まずは割振変更簿が設置されたことを伝え、その使い方方を全職員に説明し、日常で使う個人別の割振変更簿を生かすことが求められています。

(休日勤務に関して)

休日に勤務を命ずる場合には、振替休日を設定するだけでなく、健康と福祉の観点からも、早めに勤務の拘束が解かれることが求められます。

早めに勤務の拘束を解くためには、日頃の時間外勤務の割り振りを、休日勤務当日に行うことに対応できます。昨年度の校長会との懇談会では、校長会から「週休日は健康・リフレッシュのために大切である。状況に応じて割り振り変更で対応することはできる」という見解が示されました。

《尾北教労からの要請》

(勤務時間の管理・運用に関して)

- ① 7時間45分勤務が、確実に守られるよう以下の内容について配慮すること。
 - ア 日課の見直しを行って、子どもの下校時刻を早めることにより、16時15分までに打合わせや学年会、学級

学年事務などの時間を確保する。

イ 昼の休憩を使って、集会や行事などを行わない。職員会議や学年会・部会などの会議は、16時15分までに終わるようにし、時間が足りなくなつた場合は続きを別の日に行うか、続ける場合は別の日に割り振りを行うなど、時間外勤務が常態化しないようにする。

- ウ 行事(後片付けを含む)、研究発表会、学校訪問なども16時15分までに終わるよう計画を立てて取り組む。
- ② 休憩が確実にとれるようにすること。やむを得ず休憩がとれなかったときは、適切な割り振りを行うこと。
- ③ 休憩をとることができなかった際は、県教委の依頼文書に則り、在校時間記録表を修正すること。(裏面資料③参照)

④ 在校時間の記録は、土日を含めた勤務実態を正確に把握すること。また、公務災害や健康障害などに関して重要な客観的データとなるため、時間外勤務を少なく記録するような虚偽報告とならないようにすること。そして、在校時間記録の簡素化と正確な把握にむけ、タイムカードやICカード等の客観的な記録方法をすべての学校で非常勤職員を含めた全職員に導入すること。

⑤ 文科省が策定した勤務時間の「上限指針」を受け、今後は「月45時間超の職員をゼロにする」目標を掲げ、多忙化解消にむけたさらなる取り組みを進めること。なお、業務縮減することなく、早く帰ることを強要しないこと。

⑥ 「1年単位の变形労働時間制」を導入しないよう、関係機関に働きかけること。

(時間外勤務の割り振りに関して)

⑦ 時間外勤務の割り振りについて、朝の登校指導や夕方の休憩時間に及び会

議を行ったときなどは、まずは管理職が「割り振り対象の業務」と「割り振りの日時数」をきちんと伝えること。(資料④参照)

⑧ 時間外勤務があったときは、途中の休憩がとれない実態と、学校現場の勤務の割り振りの特殊性により、16時15分からさかのぼって割り振りをする。と。少なくとも、年休と同じように、夕方の休憩時間の30分を除いて、16時30分からさかのぼって割り振りをする。

⑨ (休日勤務に関する) 休日勤務をなくすこと。やむを得ない場合は、必要最小限にすること。運動会や学習発表会などで休日に出勤を命じたときは、健康と福祉を害することとならないよう、日頃の時間外勤務の割り振りを行うことで、早めに勤務の拘束を解くこと。

⑩ 休日における地域やPTAの行事への「ボランティア参加」をなくすこと。やむを得ず行う場合でも、教職員にとっては勤務の一環であるので、勤務時間の割り振りをとれない。

【資料①】 日常で使用する割振り変更簿の調査結果 (県教委) 抜粋
 <数字は小中学校数～尾北は小中全校で作成している>

令和2年度 勤務の割振り変更簿調査結果

※ ア(作成している) イ(作成していない)

市町村名	元年度		2年度		備考
	ア	イ	ア	イ	
一宮市	0	61	0	61	口頭で対応しているため
稲沢市	32	0	32	0	
犬山市	14	0	14	0	
江南市	14	1	15	0	
岩倉市	7	0	7	0	
大口町	4	0	4	0	
扶桑町	6	0	6	0	

【資料②】 日常で使う個人別の割振り変更簿の例
 勤務時間の割振り変更簿

命令日	決済	勤務を命ずる日及び割振りとなる時間		勤務の内容	勤務時間の割振りを変更する日及び時間		職員 確認印
		勤務を命ずる日	割振りとなる時間		変更する日	変更する時間	
4月4日	(例)	4月4日(金)	1時間00分	入学式準備	4月7日(月)	15時25分から 16時55分まで(1時間00分)	(印)
5月15日	(例)	5月15日(木)	2時間00分	職員会議	5月16日(金)	14時25分から 16時55分まで(2時間00分)	(印)
6月2日	(例)	6月2日(月)	1時間00分	現職教育	月 日()	時 分から 時 分まで(時間 分)	
6月9日	(例)	6月9日(日)	1時間00分	職員会議	6月13日(金)	14時25分から 16時55分まで(2時間00分)	(印)
月 日		月 日()	時間 分		月 日()	時 分から 時 分まで(時間 分)	

【資料③】 休憩がとれなかった際の在校時間記録の修正
 <県教委の依頼文書>

29尾教第2586号
 平成30年2月8日

各市町教育委員会教育長 殿

愛知県教育委員会尾張教育事務所長
 (公印省略)

在校時間等の状況調査と長時間労働による健康障害防止のための取組調査の一部変更について(依頼)

<前文略>

記

【変更前】 在校時間等の状況調査における「在校時間」

「休憩時間を含む正規に割り振られた勤務時間(8時間30分)以外に自主自発的に業務に従事した時間」

【変更後】 在校時間等の状況調査における「在校時間」

「休憩時間を含む正規に割り振られた勤務時間(8時間30分)以外に自主自発的に業務に従事した時間」+「休憩時間中にやむを得ず業務に従事した時間」

なお、労働基準法上、休憩時間は明確に割り振られているものです。したがって、特別な事情がない限り、校長が教職員に対して休憩時間に勤務するよう命じることはありません。

担 当 教職員課 小中学校人事グループ
 電 話 052-954-6770

【資料④】 割振り変更の対象となる業務
 <愛教労と県教委との交渉での確認内容>

2008年2月3日・2009年2月17日

「以下の内容について、命じられた業務であれば勤務時間の割振り変更の対象となる。」(県教委)

- 職員会議(学年会・公務分掌上の会議), 職員研修, 研究授業の準備
- 学校行事(準備時間をふくむ)
 (例)運動会のための早朝練習・準備もふくむ
- 児童・生徒の指導に関わる業務
 - 児童・生徒の指導・安全指導・パトロールに関わる業務
 - 児童の安全確保のための早朝の登校指導・放課後の下校指導
 - 進路指導に関わる業務(入試・発表指導)
 - 補習業務
 - 児童・生徒会・委員会活動指導
- PTA活動, 地域教育会議の活動
 - 委員会活動
 - 地区懇談会
 - 地域教育会議(体育祭等)に関する業務
 - 街頭補導・パトロールに関わる業務
- 家庭訪問・保護者面談・評価活動・成績処理・通知表記入の時間
- その他翌日以降に持ち越すことのできない重要な業務
- 翌日以降に持ち越すことのできない授業資料の作成

★校長会との懇談会に向けての「尾北教労からの提言と要請」の全文は、尾北教労のホームページからご覧いただけます。
 (「尾北教労」で検索)